



令和5年度

国民健康保険税について

令和5年度 国民健康保険税 納期限

納期限は下表のとおりです。納期限内の納付をお願いいたします。

口座振替、納付書での納付(普通徴収)

第1期	令和5年 7月 31日(月)
	(口座一括振替日)
第2期	令和5年 8月 31日(木)
第3期	令和5年 10月 2日(月)
第4期	令和5年 10月 31日(火)
第5期	令和5年 11月 30日(木)
第6期	令和5年 12月 28日(木)
第7期	令和6年 1月 31日(水)
第8期	令和6年 2月 29日(木)

年金から差し引きの納付(特別徴収)

第1回	4月 令和5年 4月14日(金)
第2回	6月 令和5年 6月15日(木)
第3回	8月 令和5年 8月15日(火)
第4回	10月 令和5年 10月13日(金)
第5回	12月 令和5年 12月15日(金)
第6回	2月 令和6年 2月15日(木)

※納付の回数は、普通徴収の方は8回、特別徴収の方は6回となります。

国民健康保険は、みなさんが病気やケガをしたときに安心して医療が受けられる助け合いの制度です。

保険税がきちんと納められていないと制度を安定的に維持することができません。

誰もがいつでも安心して医療を受けられるように、**保険税は必ず納期限内に納めましょう。**



国民健康保険



国民健康保険税の計算方法 ※市のホームページ内でも計算できます。

下表の3つの項目ごとに算出し、合計した額が世帯の国民健康保険税額になります。

	① 医療保険分	② 後期高齢者支援金分	③ 介護納付金分
所得割	加入者全員の基準所得金額(※) 円 × 6.36% = 円	加入者全員の基準所得金額 円 × 2.55% = 円	40歳~65歳未満の方全員の基準所得金額 円 × 2.07% = 円
均等割	加入者の人数 人 × 25,900円 = 円	加入者の人数 人 × 9,800円 = 円	40歳~65歳未満の方の人数 人 × 10,500円 = 円
平等割	一世帯につき 19,000円	一世帯につき 7,200円	40歳~65歳未満の方がいる場合 一世帯につき 6,400円

① 100円未満切捨 ② 100円未満切捨 ③ 100円未満切捨

① 円 + ② 円 + ③ 円 = 円

限度額 650,000円 限度額 200,000円 限度額 170,000円 限度額 1,020,000円

※加入者全員の基準所得金額とは、各被保険者の令和4年中の総所得金額等から、それぞれ43万円(合計所得金額2,400万円以下の場合)の基礎控除を差し引いた金額の合計額です。

保険税の納付は口座振替が原則です。

保険税の納付は年金から差し引かせていただく場合を除き、口座振替が原則です。

《申込み》

市内に本・支店のある金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市役所、各地区市民センター・出張所の窓口

《申込みに必要なもの》

・納税通知書または納付書 ・通帳と届出印

キャッシュレス決済で納付ができます。

《クレジットカードでの納付》

地方税お支払いサイトより納付できます。

地方税

お支払いサイト



《スマートフォンアプリでの納付》

スマホアプリから納付書のeL-QR又はバーコードを読み込むだけで納付ができます。

※詳細については、市のホームページをご覧ください。

保険税の納め方

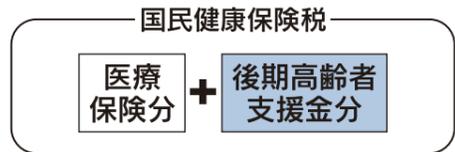
被保険者の資格管理は各都道府県で行われていますが、保険税の納付はお住まいの市区町村で行います。

保険税の納め方は、年齢によって異なります。



40歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて国民健康保険税として納めます。



年度の途中で40歳になるとき

40歳になる月(誕生日が1日の人はその前月)から介護納付金分を納めます。

介護納付金分の税額は、40歳の誕生日月から3月分までを月割計算し増額となります。誕生月の翌月に国民健康保険税の更正通知を送付しますので、同封の変更納付書で納付してください。



40歳以上 65歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金分に介護納付金分を加えて、ひとつの国民健康保険税として納めます。



年度の途中で65歳になるとき

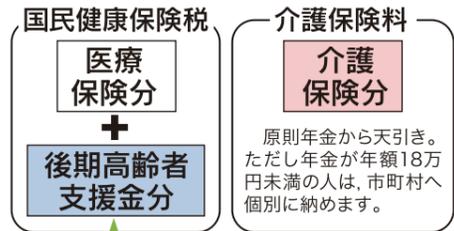
65歳になる前月(誕生日が1日の人はその前々月)までの介護保険分を、国民健康保険税の介護納付金分として納めます。

国民健康保険税の介護納付金分の税額は、4月から65歳の誕生月の前月までを当初の課税時に月割計算していますので、年度途中での課税変更はありません。65歳の誕生月からの介護保険分は、別途送付されます。



65歳以上 75歳未満の方 (介護保険の第1号被保険者)

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて国民健康保険税として納め、介護保険分は介護保険料として別に納めます。



納付方法

《特別徴収》

世帯内の国保被保険者の全員が65歳以上75歳未満の場合は、原則として世帯主の年金から国民健康保険税が差し引かれます。

- 過年度に保険税の滞納がない方希望により口座振替に変更することができます。
- 新たに10月の年金支給分から特別徴収になる方第1期から第3期までは納付書での納付、第4期以降は年金からの差し引きによる納付となります。
- 以下の場合は、普通徴収となり、年金からは差し引きされません。
 - ・世帯主が国保被保険者以外の場合
 - ・年金が年額18万円未満の人の場合
 - ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が基礎年金支給額の2分の1を超える場合

普通徴収についてはこちらをご覧ください。

● 75歳になると

国民健康保険から後期高齢者医療保険に変わります。(75歳の誕生月の前月に後期高齢者被保険者証が送付されます。)

国民健康保険税は75歳の誕生月の前月分までを当初の課税時に月割計算しています。年金から差し引き納付(特別徴収)していた方は納付書での納付(普通徴収)に変更になります。納税通知書に同封の納付書で納付してください。

保険税を納付する時期

保険税は国保に加入する資格が発生した月から納めることになります。納期は市区町村により異なります。年度の途中で国保に加入、脱退した場合には月割り計算して、納期限までに納めます。



年度の途中で国保に加入した場合

例) 10月に加入した場合
→ 年間保険税の12分の6を納めます。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

加入月分から納めます

※加入の届出が遅れると、保険税は加入の資格を得た月までさかのぼって納めることになります(遡及納付)。

年度の途中で国保を脱退した場合

例) 11月に脱退した場合
→ 年間保険税の12分の7を納めます。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

脱退した月の前月分まで納めます

※ほかの健康保険などに加入した場合、届出が遅れると、保険税が二重払いになってしまうことがあります。

保険税は社会保険料控除の対象になります

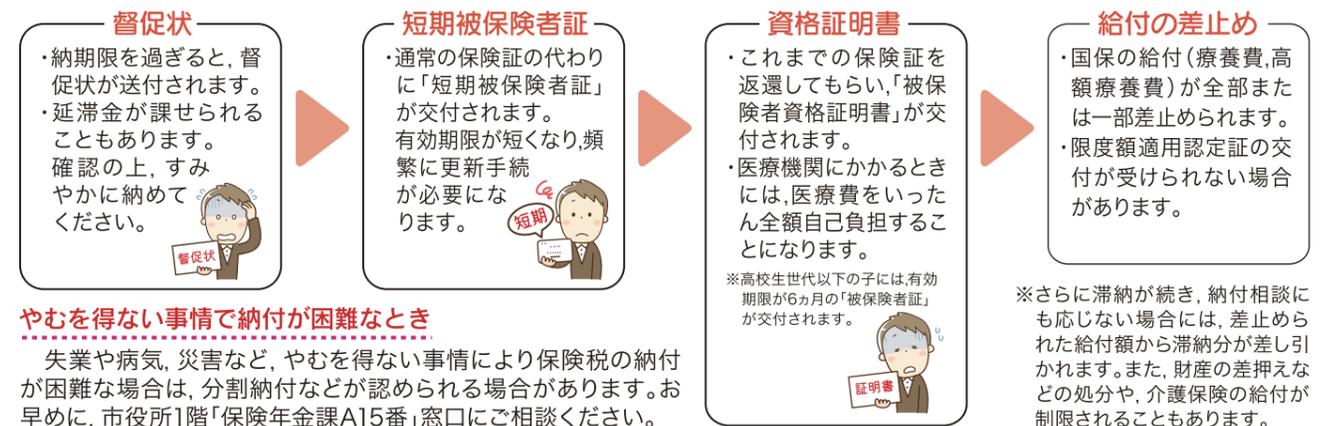
1月1日から12月31日までの期間に納めた保険税は、その年分の確定申告・年末調整及び住民税申告の際に、社会保険料控除の対象となります。

● 特別な事情による減免制度(※申請が必要になります。)

災害などで住宅に損害を受けた場合や、病気・失業等により前年と比較して所得が著しく減少したなど、特別な事情により生活が困窮し、今後の国民健康保険税の納付が困難になった場合は、減免となる場合があります。 ※納期限前にご相談ください。

保険税を滞納すると...

特別な理由がないのに保険税を滞納すると、次のような措置がとられることがありますのでご注意ください。



やむを得ない事情で納付が困難なとき

失業や病気、災害など、やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合は、分割納付などが認められる場合があります。お早めに、市役所1階「保険年金課A15番」窓口にご相談ください。

納付方法

《普通徴収》

- 口座振替(原則)による納付(一括振替と各期振替があります。)
- 【一括振替】 第1期の納期限に年税額を指定の口座から振替ます。年度途中に一括振替の申込みをした場合、その年度は各期振替となり、翌年度から一括振替になります。
- 【各期振替】 第1期～第8期の各納期限に指定の口座から振替ます。
※振替できなかった場合は、その期別については再振替できませんので、督促状で納付してください。
- 納付書による納付
納税通知書に同封の納付書で、納期限までに納付してください。金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア等、納付書裏面に記載の場所で納付してください。
※ペイジーマークがある納付書は、「Pay-easy(ペイジー)」対応の金融機関において、銀行ATMやインターネットバンキングをご利用して納付できます。

- 加入の届出が遅れた方: 最高3年間遡って課税になる場合があります。
- 転入された方: 前住所地に所得金額の問い合わせを行いますので、その結果により、後日、税額が変更となる場合があります。

保険税は世帯主が納めます

保険税は、世帯主が納めることになっています。このため、世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、ほかの家族が国保に加入していれば、世帯主に納税通知書が送付されます。



所得の申告は忘れずに!

保険税の決定や軽減、高額療養費の自己負担限度額の算出や入院時の食事代などは世帯の所得の申告が必要です。確定申告や住民税の申告などをしていない人がいる世帯は、必ず申告してください。世帯の所得合計額が一定基準以下のときは、保険税が軽減される場合があります。



このような時は届出が必要です ※14日以内に届出をしてください。

手続は市役所本庁のほか、各地区市民センター・各出張所でできます。

手続の際には、世帯主と加入するご家族の「マイナンバー（個人番号）がわかるもの」をお持ちください。

	このような時	届出に必要なもの	
加入するとき	・宇都宮市に転入してきたとき	前住所地の転出証明書	本人確認書類＊、 口座振替に登録する 金融機関の通帳、 銀行届出印
	・職場の健康保険をやめたとき ・任意継続被保険者でなくなったとき ・健康保険の被扶養者でなくなったとき	資格喪失証明書 (健康保険の離脱証明書)	
	・子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
	・生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
	・外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート、通帳、銀行届出印 ※在留資格が「特定活動」の方は「指定書」もお持ちください。	
脱退するとき	・宇都宮市から転出するとき	被保険者証	
	・職場の健康保険に加入したとき ・健康保険の被扶養者になったとき	職場と国民健康保険両方の被保険者証	
	・生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、被保険者証	
その他の届出	・住所・氏名などが変更になったとき	被保険者証	本人確認書類＊
	・修学のために別に住所を定めるとき	被保険者証、在学証明書 (学生証)、住民票の写し	
	・被保険者証を紛失・汚損したとき		
	・外国籍の人が在留期間を更新したとき	被保険者証、在留カード、パスポート ※在留資格が「特定活動」の方は「指定書」もお持ちください。	

＊本人確認書類

●1枚で可能なもの(顔写真付)

運転免許証・パスポート・マイナンバー(個人番号)カード・在留カード・官公庁発行の資格証明書(写真付)など

●2枚必要なもの(組み合わせ可能)

病院の診察券・キャッシュカード・預金通帳・公共料金の領収書 など

◆「マイナンバーカード」をお持ちいただいた方は、カードだけでマイナンバー(個人番号)と本人確認ができます。お持ちでない方は、個人番号の確認書類と本人確認書類の両方が必要となります。

◆手続は、本人のほか住民登録が同一世帯のご家族の方による申請もできます。窓口到手続に来られる方の本人確認書類が必要です。別世帯のご家族の方等が申請する際は、加入する世帯の世帯主の委任状と委任された方の本人確認書類が必要です。また、保険証の再交付の申請も同様です。

◆郵送でできる手続もありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

健康保険の
加入・脱退



年に1回**特定健診**を受けましょう！ 40～74歳の方が対象

①～③のどれでも選べます。《①②は無料》

①**集団健診** ②**個別健診** ③**人間ドックとの同時健診(自己負担額があります)**

※ 受診には、「特定健康診査受診券」が必要です。対象者には毎年4月下旬に受診券が郵送されます。(年度途中で加入した方は、健康増進課までお問い合わせください。)

受診券がお手元ない場合は、再発行ができます。

《問い合わせ先 健康増進課 Tel 028-626-1129》

健診予約
システムサイト



詳しくは下記までお問い合わせください。

加入・脱退、税額について

保険年金課 国保税グループ
(市役所1階 A14番窓口)
Tel 028-632-2320

納税について(納税相談)

保険年金課 収納グループ・滞納整理グループ
(市役所1階 A15番窓口)
Tel 028-632-2325、2309

特定健診について

保険年金課 給付グループ
(市役所1階 A13番窓口)
Tel 028-632-2316